

12月の税務カレンダー

- ☆平成28年10月決算法人の確定申告
- ☆4月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
・・・12月12日まで納付
- ☆固定資産税の第3期分の納付・・・1月4日
- ☆個人事業者の簡易課税選択届・・・12月31日
- ☆給与所得者の年末調整業務



《社労士法人よりお知らせ》

【社会保険の調査について】

日本年金機構では新しく設立された法人、雇用保険加入事業所で社会保険に加入されていない法人の加入調査を行っています。また加入している事業所でも東埼玉県内の事業所については、4年に1度調査の方針を掲げています。調査の内容は、会社の住所、代表者、電話番号、業種がっているか、試用期間の扱いはどうか、入るべき対象者の人が入っているか。入っている場合は正しい数字で控除しているかなどです。早いところでは1週間後の調査連絡もあります。調査の連絡が来て、不明な点がありましたら、会計担当者へご連絡下さい。

【知って役立つ労働法】

労働者が労働条件等に関し、労働局へ相談する件数は年々増えております。平成28年上半年に埼玉県内10か所の「総合労働相談コーナー」に寄せられた総合労働相談の件数は29,302件(前年26,819件)ありました。内容としては、いじめ、嫌がらせが全体の22.8%と高く、続いて「解雇」「労働条件の引き下げ」となっています。こういったトラブルを回避するためにも労働法について知っておく必要があります。

労働法の基本的なポイントをわかりやすく解説したハンドブック「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識」が厚生労働省のホームページにありますので、事業主はもちろん、職場や社員研修等で活用をしてみたいかがでしょうか？

【事務所トピックス】

<新入所員紹介> 小林 克明

☆誕生日 6月3日 ☆ふたご座 ☆血液型 O型

11月1日に入社致しまして熊谷事務所に配属となりました、小林克明と申します。

スポーツ観戦が趣味で、特に地元のJ2のチームのサポーターとしてスタジアムで応援しています。若い頃は西は九州の鳥栖、北は仙台と遠征して応援をしていたのですが、年齢とともにスタジアムに足を運ぶ回数が減ってきている今日この頃です。

今後は若い頃までとは言わないまでも応援でストレスを発散して、仕事に頑張っていきたいと思います。

まだ色々慣れない事ばかりですが、皆様のお役にたてるよう頑張っていきますので、よろしくお願い致します。

【年末年始営業のお知らせ】

年末は、12月28日(水曜日)まで営業しております。

年始は、1月6日(金曜日)から営業いたします。



【税務耳より情報】

早いもので、今年も残すところ、1ヶ月を切りました。今年も、初雪も降り、寒さが厳しそうです。体調管理にくれぐれも気をつけましょう。「師走」は、なにかと年末行事も入り、慌ただしくなります。早め早めに今年の業務を片付けてゆきたいものです。

今年も年末調整の時期になりました。資料のご準備をよろしくお願ひします。なお、今年1月1日以後に作成する年末調整関係書類(行政に提出するもの)には、マイナンバーの記載が必要となります。またマイナンバーを今年度より、取り扱いされるお客様に関しては、事前に「合意書」を取り交わさせていただきます。

詳細は、担当者にご連絡ください。

《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、行田市のパン屋「翠玉堂」さん。(行田市行田5-7 電話048-556-2640)定休日月曜日から水曜日。秩父鉄道行田市駅徒歩5分程度です。駐車場は1台しかありませんので、車は避けた方が無難です。なにしろ正統派のパン屋さんでありながら、ユーモアたっぷりの店主さんのメニュー表や意味深の張り紙など楽しいお店です。週替わりのお総菜パンは、グリーンカレーパンなど、他のお店では、なかなかないメニューがいっぱいあります。

町のパン屋 **翠玉堂**



(店主さんの似顔絵のれんが目印です！)